

当部会の位置づけと「とねっこタクシー」の本格運行の要件

1 柏市交通政策審議会地域公共交通部会とは

柏市交通政策審議会

柏市交通政策審議会地域公共交通部会

①地域公共交通会議

②地域公共交通活性化協議会

《①地域公共交通会議とは》

地域の公共交通の確保に向けて、住民や交通事業者等の利害関係者と関係行政機関による合意形成を目指して議論することを目的としている。

《②地域公共交通活性化協議会とは》

地域の公共交通の確保に向けて協議することに加え、地域公共交通計画の作成や実施に関する協議に必要な事項を協議することを目的としている。

会議の種類	①地域公共交通会議	②地域公共交通活性化協議会
根拠	道路運送法施行規則 (第4条第2項)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)
主宰	市町村または都道府県	
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の様態に関する事 自家用有償旅客運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事 路線の廃止または休止に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 交通計画の作成および実施に関し必要な協議
対象	鉄道、バス(乗合)、 タクシー(乗合・乗用)	多様な交通モード (鉄軌道、旅客船等も含む)

2 とねっこタクシーの本格運行を行うための特例措置

とねっこタクシーの本格運行を行うには、以下のとおり当部会(地域公共交通会議)にて協議が調うことが要件となる。(特例を受けることが可能となる)

本格運行に向けてクリアしたい要件	通常の手続きの場合	当部会(地域公共交通会議)で協議が調った場合
区域運行を行うこと	×	○
乗車定員5名の車両で運行すること	×	○
他の旅客運送事業(乗用)との車両を併用して運行すること	×	○
手続きに要する標準処理期間	3ヶ月	2ヶ月

3 旅客自動車運送事業の種類

《道路運送法第21条とは》
 一般乗合旅客自動車運送事業の許可を持っていない事業者がイベント輸送や実証実験等で短期間（最大3年程度）に限定して「乗合」輸送が可能であるもの。

とねっこ
 タクシー
 (現在)

《道路運送法第4条とは》
運行期間が限定されない正式な運行許可のこと。

【一般旅客自動車運送事業の種類別】

事業の種類	運賃	乗車定員	一般的な事例	特徴
一般乗合旅客自動車運送事業	1人あたり △円	規定なし※	・路線バス ・コミバス ・乗合タクシー ・高速バス	路線や営業区域は認可事項
一般貸切旅客自動車運送事業	1台あたり △円	11人以上	・観光バス ・施設送迎バス	営業区域は（原則）営業所がある県単位
一般乗用旅客自動車運送事業		11人未満	・タクシー ・福祉タクシー ・ハイヤー	営業区域は（原則）営業所がある交通圏単位

とねっこ
 タクシー
 (今回)

【参考】 がんばる地域応援プロジェクト2024年度 第1回勉強会
 はじめて地域交通行政を担当する方必見！
 ～道路運送法の基礎知識～ (R6.4.25)

※乗合事業の乗車定員に関して、法律上の規定はない。

ただし、平成13年12月27日に関東運輸局より「一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」公示があり、事業用自動車の乗車定員11名以上とある。

しかしながら、地域公共交会議等の協議結果に基づき、運行計画遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合は、11名未満での乗車定員とすることができる。